資料４

夜間中学の設置推進・充実に向けて（案）

平成 28 年 12 月の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、「教育機会確保法」という。）の成立以降、学齢期に学校における就学機会が提供されず、その機会の提供を希望する方々のため、国は、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学の設置を目指し、設置促進に向けた取組を推進してきた。また、既設の夜間中学の教育活動の充実に向けた取組を拡充してきた。

教育機会確保法施行時、夜間中学は全国 8 都府県に 31 校の設置にとどまっていたが、今年 4 月には、埼玉県川口市と千葉県松戸市に 1 校ずつ新たに夜間中学が設置された。また、協議会に類する組織も多くの都道府県で設置され、域内の就学機会の提供等について関係市町村による協議が行われている。さらに、不登校等により義務教育を十分受けられなかった学齢経過者や外国人の義務教育未修了者に対する支援の必要性への認識も高まっていること等を背景に、複数の自治体において夜間中学の設置に向けた検討が具体化しており、設置に向けた機運は高まっている。

しかしながら、少なくとも全国に義務教育未修了者が 12 万 8 千人以上いる[1]という実態を踏まえると、この設置状況では十分とは言えない。また、夜間中学についての国民の理解も浸透・定着しているとは言えず、夜間中学を必要としている方々のニーズが潜在化してしまっているのが現状である。

本来、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らせば、義務教育を受けられなかった方が、その年齢や国籍その他の事情に関わりなくその能力に応じた教育の機会を実質的に確保することは極めて重要である。

このような課題や法の理念を踏まえ、教育機会確保法の施行から 3 年を迎える前に、夜間中学の現状と課題を検証し、夜間中学の設置推進・充実を図る観点から総合的な推進方策について検討を行った。

[1] 平成２２年国勢調査

１．夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

条文	現状・課題	対応の方向性
（就学の機会の提供等） 第十四条　地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	**【設置の促進】** **（設置の状況等）** ○夜間中学は、平成 31 年度に埼玉県川口市、千葉県松戸市にそれぞれ 1 校ずつ新設されたことで全国 9 都府県 27 市区に 33 校となった。なお、徳島県、高知県、常総市、札幌市等において設置表明ないし設置検討の表明がなされている。	○全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、引き続き促進する。また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する。
	○夜間中学の必要性について、行政関係者への一層の周知が必要。	○引き続き都道府県・指定都市等を対象に夜間中学の意義や実態、設置のプロセス等について理解を深める効果的な説明会を開催する。
	（ニーズの把握） ○これまで 31 の都道府県において何らかの形でニーズ調査が行われたが、十分にニーズが把握されたとは言えない。形式的にニーズ調査を実施しても、夜間中学への入学を希望する者の把握は困難。また、ニーズ調査と併せて夜間中学の認知度を上げる必要がある。	○引き続き効果的なニーズ調査の方策について検討すること、自治体におけるニーズ調査の実施を促すとともに支援することを明確化する。 ○ニーズ調査の好事例を周知する。

	【既設の夜間中学等における教育活動の充実】	
	○昼間の中学校や進学先となる高校との交流により、生徒の学びを充実することが重要。	○夜間中学と昼間の中学校や教育支援センター、高校との連携を促す。
	○夜間中学の運営には、昼間の中学校とは異なる特有の経費が生じることから、自治体に対する財政的支援の充実が必要。	○夜間中学に必要な特有の経費に係る財政的支援の在り方について検討する。
	【自主夜間中学に係る取組】	
	○自主夜間中学におけるスタッフ、ボランティアの確保が課題。	○各都道府県や社会教育関係者を集めた会議等で必要な措置を講じていただくよう更なる周知に努める。
	【夜間中学等における多様な生徒の受入れ】 **（生徒の多様性を踏まえた指導・事務体制）**	
	○下記のとおり、夜間中学には高齢の義務教育未修了者、入学希望既卒者、外国人など、多様な生徒が在籍しており、一人一人に応じたきめ細かな対応が必要である。 〔参考：夜間中学等に関する実態調査 H29〕 ≪属性別の生徒数≫ ・義務教育未修了者　258 人（15.3%） ・入学希望既卒者　73 人（4.3%） ・日本国籍を有しない者　1,356 人（80.4%） ≪60 歳以上の生徒数≫	○多様な生徒に対応する夜間中学の実態を踏まえ、教員（養護教諭を含む）に加えて日本語指導補助者、母語支援員、スクールカウンセラー等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することにより、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。

	・456 人（27.0%） ～高齢の義務教育未修了者～ ・高齢の生徒は重い疾患のある生徒もおり、医療的観点からの支援のニーズは昼間の中学に比べても高いとの指摘がある。 ～入学希望既卒者～ ・不登校であった入学希望既卒者は、心のケアが必要となる様々な背景を抱えている場合もあるとの指摘がある。。 ～外国人～ ・夜間中学に在籍する生徒のうち約８割が外国人である上、多国籍化していることから、日本語指導が課題となっている。 **（経済的支援）** ○夜間中学に通う生徒への経済的支援が必要。	○夜間中学におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。 ○研修の実施や講師の派遣などにより夜間中学の教員に必要な日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。 ○実情把握に努めた上で、生徒が夜間中学で学ぶために必要な経済的支援の在り方を検討する。

（協議会） 第十五条　都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。 ２　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一　都道府県の知事及び教育委員会 二　当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会 三　学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者 ３　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 ４　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。	**【協議会等の設置・充実】** **（設置の促進）** ○令和元年５月時点で第 15 条に基づく協議会が設置されている都道府県はないが、類する協議会は 17 都道府県に設置されている。 ○協議会に係る要件の緩和を求める自治体もある。 （例）埼玉県においては関係市町村や民間団体との協議会を設置しているが、知事や市町村長は構成メンバーではない。 **（協議会の機能強化）** ○他の市町村から生徒を受け入れる際の学校運営経費に係る応分負担など、具体的な夜間中学設置に向けた検討には、都道府県が一定の役割を果たし、関係市町村や民間団体と調整することが必要である。	○域内に既に夜間中学が設置されている都府県を含む全ての都道府県における協議会等の設置を促進する。 ○夜間中学の設置に向けた検討や他市町村からの生徒受入れ等が進むよう、都道府県に対し、協議会などの関係市町村（指定都市を含む）の情報共有を行う場を設置し、市町村間調整を主導するよう促す。

２．教育機会の確保等に関するその他の施策

条文	現状・課題	対応の方向性
（調査研究等） 第十六条　国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。	**【調査研究等】** ○令和２年度において実施予定の国勢調査における学歴に関する調査につき、小学校のみの卒業者数や中学校中途退学者数も把握できるよう調査手法の改善を要望してきたところ。	○国勢調査において義務教育を受けていない者についてきめ細かく実態把握されるよう総務省と連携していく。
（国民の理解の増進） 第十七条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	**【広報・啓発活動】** ○各自治体において夜間中学の認知度を上げる取組が必要である。	○全国的な広報を行うとともに、ニーズ調査の実施と併せた自治体における広報活動を支援する。
（人材の確保等） 第十八条　国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の<u>養成及び研修の充実</u>を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の<u>教職員の配置</u>、<u>心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保</u>	**【夜間中学等における多様な生徒の受入れ】** **（生徒の多様性を踏まえた指導・事務体制）** ○下記のとおり、夜間中学には高齢の義務教育未修了者、入学希望既卒者、外国人など、多様な生徒が在籍しており、一人一人に応じたきめ細かな対応が必要である。（再掲）	○多様な生徒に対応する夜間中学の実態を踏まえ、教師に加えて日本語指導補助者、母語支援員、スクールカウンセラー等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することにより、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。（再掲）

その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	〔参考：夜間中学等に関する実態調査 H29〕 ≪属性別の生徒数≫ ・義務教育未修了者　258 人（15.3%） ・入学希望既卒者　73 人（4.3%） ・日本国籍を有しない者　1,356 人（80.4%） ≪60 歳以上の生徒数≫ ・456 人（27.0%） ～高齢の義務教育未修了者～ ・高齢の生徒は重い疾患のある生徒もおり、医療的観点からの支援のニーズは昼間の中学に比べても高いとの指摘がある。（再掲） ～入学希望既卒者～ ・不登校であった入学希望既卒者は、心のケアが必要となる様々な背景を抱えている場合もあるとの指摘がある。（再掲） ～外国人～ ・夜間中学に在籍する生徒のうち約 8 割が外国人である上、多国籍化していることから、日本語指導が課題となっている。（再掲）	○夜間中学におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。（再掲） ○研修の実施や講師の派遣などにより夜間中学の教員に必要な日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。（再掲）

	（教職員の確保） ○勤務時間などの特殊性から、希望する教師が少なく、ノウハウの伝承に課題がある。また、外国人や入学希望既卒者などの多様な生徒を指導できる技量を持った教員の確保が必要。	○夜間中学を設置する自治体において行われている公募による教員の確保など人事上の工夫を周知する。
（教材の提供その他の学習の支援） 第十九条　国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	**（教材の提供その他の学習の支援）** ○認定社会通信教育に関する情報や、中学卒業程度認定試験に関する情報などを資料にまとめ、都道府県等の生徒指導担当者が集まる連絡会議などで周知してきたところ。	○各都道府県や社会教育関係者を集めた会議等で、必要な措置を講じていただくよう更なる周知に努める。
（相談体制の整備） 第二十条　国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。	**（相談体制の整備）** ○自治体において、不登校に関する窓口はあっても、夜間中学等に関する相談窓口の整備は進んでいない。	○自治体における夜間中学等に関する相談窓口の明確化など相談体制が整備されるよう促していく。